

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 8 号
件 名	災害時の実行的な避難支援等について
要 旨	<p>災害発生時の避難関連情報等の的確な情報体制の強化が必要。</p> <p>能登半島地震検証報告書は曖昧な文書がいっぱいある。情報の共有を再度しっかりと見直ししてほしい。防災課は、議会で避難行動要支援者名簿を常日頃から地域の自主防災組織に提供し、援授、援助に役立っていると言う。うそはやめてほしい。</p> <p>自治会が自主防災組織の未組織、要支援者名簿の受け取り拒否、名簿を受理しても市に未提出が多発している。要支援者を放置、危険です。議会の委員会では、災害時防災避難対策は問題ない、安心と答弁されました。山形新潟地震、元日地震でも問題多発。</p> <p>国は要支援者名簿を社会福祉協議会にも配付するよう文書化している。防災課は拒否、国もびっくり。名簿は消防署だけでなく、消防団にも配付すべき。全国で拡大中。</p> <p>女性消防団、ひまわり隊をもっとアピールしてほしい。防災課は情報共有すべきこと。</p> <p>避難所施設での運営組織名簿、総合自主防災名簿は、各区と防災課で今後は保有すること。災害発生時には、要支援者名簿を必ず避難所に持参すること。</p> <p>避難所の入り口から避難場所まで手すりがない。ライフラインがストップしたときに不安。各フロアの洋式トイレが遠い。車椅子の段差の確認が点検されていない。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 令和 6 年 12 月 3 日 } 総務常任委員会 第 13 項 }</p>
受 理	令和 6 年 11 月 20 日 第 398 号

避難所施設に保管してある粉ミルク、おかゆ、食料品等は温度管理、賞味期限管理の根拠が曖昧。保健所にも相談していない、食品の24時間管理。

避難所のエレベーターは、障がい者用には手すりが設置してある。しかし、不特定多数の高齢者が利用するエレベーターには、手すりが設置されていない。災害時に乗車していたら怖い。

防災課は、所管課でないから確認も点検も何もしない、放置、前例主義。縦割りでなく、防災課が主体となって、情報の共有をすべき。

個別避難計画が全く進んでいないと言う。新潟市は得意な文書を送付して説明と言う。

ペットの保管場所、体育館の鍵の保有、14か所のドアの破壊を反省していない。避難場所までのソーラーパネルの落下や避難施設でソーラーパネルの落下を確認していない。

最後に採択について、国の法律もあるので項目ごとに審議、採択してほしい。知識でなく行動力で、能力でなくやり方を考えてほしい防災課。よって、特段の御配慮を承りたく、重ねて下記の陳情を申し上げます。

記

- 1 自主防災組織未結成、名簿受け取り拒否等の自治会への措置を早急にすること。
- 2 避難所施設には避難行動要支援者名簿等を持参すること。
- 3 社会福祉協議会にも避難行動要支援者名簿を配付すること。
- 4 消防団にも避難行動要支援者名簿を配付すること。
- 5 女性消防団をこれまで以上に推進すること。

(次頁に続く)

	<p>6 避難場所の入り口から避難場所までの手すり等を取り付けること。</p> <p>7 避難所で保管している食品は、管理方法や賞味期限を見直すこと。</p> <p>8 避難所の運営組織名簿、団体役員名簿は、各区担当課と防災課で資料を共有すること。</p> <p>9 避難所でのペットの預かりや体育館の鍵の預かりの見直しをすること。</p> <p>10 避難場所までや避難所のソーラーパネル落下時の対応を構築すること。</p> <p>11 避難所の避雷針は設置してあるか（一時、臨時所）定期点検の確認をすること。</p> <p>12 避難行動要支援者名簿は地域の自主防災組織に平常時から配付すること。</p> <p>13 公園に設置してあるマンホールトイレの使用方法が不明。使用時の鍵の保有者不明。近隣住民に使用説明すること。</p>
--	---